

## 町長メッセージ

令和 2年 4月 9日

三春町長 坂本 浩之

4月7日、改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、5月6日までの1カ月間、東京都や埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、大阪府、福岡県の7都府県を対象に発令されました。福島県知事からも緊急事態宣言の対象となった地域への不要・不急の往来や当該地から本県への移動は控えるよう等のメッセージが出されております。

県内でも、感染者が増えています。

感染拡大を防ぐためには、ひとり一人の行動が非常に重要です。皆様が健康に生活できるよう、以下5つの点を心がけてくださるようお願いいたします。

これからも、しっかりと町民の皆様が必要とする情報を提供してまいりますので、冷静な対応をお願いします。

### 1、ここ2週間前後に県外から来られた方へ

特に首都圏など感染者が多い地域から転入や帰省、または旅行や出張から帰られた方につきましては、やむを得ない場合を除いて2週間程度外出を控えてください。

また、人との接触を最小限にし、外出時はもとより家庭内においてもマスクを着用するなど、「ひょっとしたら自分が感染しているかもしれない」可能性を考えて行動するようお願いいたします。

万一、新型コロナウイルス感染症かな？と思う症状があった場合は、速やかに「帰国者・接触者相談センター」（電話0248-75-7827）にご相談ください。

### 2、今後、県外や海外から町内に来られる予定の方のご家族、ご友人等の方へ

町内に来られる前に可能な限り連絡をとり、健康状態を十分に確認し、不安がある場合は滞在地の「帰国者・接触者相談センター」に連絡・相談するよう、本人にアドバイスしていただくようお願いいたします。

### 3、やむを得ない場合を除き、不要不急の県外・海外への旅行・出張の自粛をお願いします

これからの1カ月の取り組みが重要になります。

### 4、基本的な感染症対策の実施と三つの「密」を避けた行動をお願いします

咳エチケットや手洗いをはじめとした基本的な感染症対策の実施をお願いします。また、クラスター（集団）発生の危険性が高いのは、換気の悪い「密閉空間」、多数が集まる「密集場所」、間近で会話する「密接場面」、この三つの条件が重なる環境です。

特にこの条件が重なる場所は避けていただくようお願いいたします。

#### 5、差別や偏見をしないでください

感染された方やご家族、医療機関やその他の関係者に対し、不確かな情報に基づく嫌がらせや、SNS等での誹謗・中傷が問題となっています。

正しい情報に基づく冷静な行動をお願いします。